本件控訴を棄却する。 控訴費用は控訴人の負担とする。 実

控訴代理人は「原判決を取消す、被控訴人の請求を棄却する、訴訟費用は第一 二審とも被控訴人の負担とする」との判決を求め、被控訴代理人は控訴棄却の判決 を求めた。

当事者双方の事実上並びに法律上の主張及び証拠の提出、認否は、被控訴代理人 において、

「控訴人は民法第四九六条の解釈から同条の規定する一定の消滅事由が発生する までは、取戻権は供託のときよりいつでも行使することができ、その行使について は何等法律上の障害はないと主張する。然しながらいつでも行使し得るとの一事を もつて法律上の障害は何もないと断定することは誤りである。権利行使に関する法 律上の障害の有無はその権利の性質から判断されなければならない。供託の法律関 係についての論義は一応措くとして、原審判示のとおり供託が私法上の第三者のためにする供託契約に類似する性質を有するものとしても、供託が通常の寄託ないし消費寄託と著しく異る点を見逃がすことは出来ない。それは法が供託に結びつけた ところの一定の効果である。それは弁済供託についていえば、民法第四九四条に規 定する供託者の債務免責の利益である。而して、民法第四九六条は供託物を取戻し た場合には供託を為さざりしものと見做す旨規定している。供託及び供託物を取戻 した場合の夫々の効果は供託者の主観的な意思にかかわりなく認められる。ここに おいて供託者が取戻権を行使するについては供託をしなかつたものと見做されることを覚悟しなければならない。したがつて供託者に債務免責の利益を保持する必要 があることは取戻権の行使に関する重大な法律上の障害といわざるを得ない。仮り にこれが法律上の障害とはいい得ないとしても、これに準ずるものといわなければ ならない。すなわち民法第一六六条の解釈として一般に区別されているところの法 律上の障害と事実上の障害に於ける権利発生の不知、あるいは権利行使の懈怠もし くは行使可能性の不知等とは異なり、権利の本質からその行使が不可能と解される からである。同じく事実上の障害という場合でも供託制度そのものから生ずる事由 とその他の事由とは区別して然るべきである。」

と述べ、控訴代理人において、

「供託の基礎となる法律関係の当事者間における当該供託を有効ないし無効とす る和解等によつて、はじめて供託物の還付ないし取戻請求権の消滅時効の進行する ことを認めることは、当該供託者と供託官との供託関係にそれ以外の事由を不当に 導入するものであり、本来供託官のあずかり知らないかかる事由(また供託官はか かる事由を調査・確認すべき権限を与えられていない)をもつて供託関係から生ず る前記諸権利の時効を云々することは、当事者たる供託官の側からする時効の起算点の確認を著しく不安定、不確実にするもので、客観的な時効制度の本旨に反する 結果とさえなるものであって、供託の特殊性を重視した立法論としてはともかく解 釈論上は到底これに従うを得ない。」

と述べたほか、原判決の事実摘示と同一であるから、これを引用する。

由

成立に争のない甲第一号証並びに本件口頭弁論の全趣旨によれば、被控訴人は訴 外A所有の宅地二十二坪につき賃借権を有するとして同人に対して賃料を提供した が受領を拒絶されたため、昭和二十七年五月七日から同人を被供託者として東京法 務局に対し賃料を一ケ月二千円の割合で弁済のため供託してきたが、右Aは被控訴 人を被告として建物収去土地明渡の訴を提起し、昭和三十八年一月十八日上告審た る最高裁判所において和解が成立し、被控訴人は右土地につき賃借権が存しないこ とを認め同年六月末日までに地上建物を収去して右土地をAに明渡し、Aは右土地 に対する昭和二十七年三月十四日から土地明渡に至るまでの賃料相当の損害金債権 を抛棄し被控訴人に請求しないこととなつたことを認めることができる(但し右のうち金員供託の事実は当事者間に争がない。)

そして、被控訴人が昭和三十八年三月二十日控訴人に対して右供託金の取戻を請 求したところ、控訴人は被控訴人が昭和二十七年五月七日から昭和二十八年二月二 十七日までに供託した合計二万四千円については取戻請求権が時効により消滅した ことを理由に払渡に応ぜず、被控訴人は同年五月九日再度控訴人に右二万四千円の 取戻を請求したが、控訴人は同月十日右請求を却下したことは当事者間に争がな い。

よつて被控訴人の右供託金取戻請求権が時効によつて消滅したかどうかについて 判断する。

一〉思うに、供託は、債権者が弁済の受領を拒み又は受領不能の場合或い 〈要旨第· は債権者を確知することができない場</要旨第一>合に債務者が弁済と同様に債務を 免れる目的でする弁済供託をはじめとして、国家機関又はその指定する者において 金品を保管することによつて果し得る種々の目的を実現するために、国が設けた金 品保管の制度であつて、供託の原因もすべて法定されており、また供託官吏は供託 が適法であれば供託を受理しなければならず契約自由の原則は適用されないのであ るから、その法律関係は公法関係と解するのが相当である。控訴人は供託物の還付 又は取戻請求権は譲渡や差押の目的となるから供託の法律関係は私法関係であると 主張するけれども、譲渡質入その他の処分や差押を禁止するかどうかは債務者の最 低生活の擁護その他の見地から債権の種類に応じて決定すべき立法政策の問題であ つて、公法上の債権であれば当然これが禁止され禁止されないものはすべて私法上 の債権であると解すべき理由はないから、供託物の還付又は取戻請求権について譲 渡や差押が許されるからといつて供託の法律関係が私法関係であると解することは できない。従つて供託金の還付請求権及び取戻請求権については、私法上の債権の 消滅時効について十年の時効期間を定めた民法第百六十七条第一項の規定の適用は なく、会計法第三十条の規定によつて五年の消滅時効にかかるものと解するのが相 当である。

被控訴人は供託の法律関係は公法関係でありかつ供託法及び供託規則には何ら消滅時効に関する規定がないから、供託金の取戻請求権は時効により消滅することはないと主張するけれども、国の又は国に対する公法上、私法上の金銭債権の消滅時効に関する一般的規定と解される前記会計法第三十条の規定の適用が排除される何らの理由も発見できない。

〈要旨第二〉よつて次に時効の起算点について考えるに、その点に関しては会計法その他に何ら特別の規定がないので、同〈/要旨第二〉法第三十一条第二項により民法第百六十六条の規定によるべきものと解されるところ、右民法第百六十六条第一項には消滅時効は権利を行使することを得るときより進行する旨規定されており、そして、供託法第八条第二項、供託規則第二十五条によると、供託物の取戻を請求するには供託の原因が消滅し又は供託が錯誤に出たことを証明しなければならないのであるから、供託金の取戻請求権の消滅時効は一般的には供託の原因が消滅したときから進行し、但し供託が錯誤に出たときは供託のときから進行するものと解することができる。

ただ、弁済供託にあつては、民法第四百九十六条、供託法第八条第二項によつて、供託によつて質権又は抵当権が消滅した場合を除いて、債権者が供託を受諾し又は供託を有効と宣告する判決が確定するまでの間は、供託者は何時でも供託物を取戻すことができるのであるから、一見弁済供託にあつては、供託によつて質権又は抵当権が消滅した場合でない限り、供託のときから供託物の取戻請求権の消滅時効が進行するものと解すべきようである。

しかし、民法第四百九十六条第の規定によれば、供託物を取戻した場合には供託ははいるのとなった。 には供託はるのとは供託物をないないので、 ははいるののとは供託があるでは、 はは、よいのでは、 はは、よいのでは、 はは、よいのでは、 はは、よいのでは、 はは、よいのでは、 はは、よいのでは、 はは、よいのでは、 はは、よいのでは、 はは、 はは、 はは、 はは、 はは、 はは、 はいののが、 はいのでは、 はいのが、 はいいのが、 はいのが、 はいのが、 はいのが、 はいのが、 はいのが、 はいのが、 はいのが、 はいのが、 はい

また、消滅時効の制度の目的は、権利者が長期間に亘つて権利を行使しない場合いわゆる権利の上に眠る者としてこれを保護せず、かつ時日の経過による権利の発

生消滅等についての立証の困難を排除するにあることはいうまでもないところ、弁済供託にあつては、供託物の取戻を請求しないで免責の効果を維持することは、前述の理由によつて、何ら権利の上に眠るものではなく、却つて権利の行使といえるから、供託のときから消滅時効が進行すると解することはむしろ消滅時効の制度の趣旨に背馳し、また、供託は原則として国家機関に対してなすのであるから、時日の経過によつて立証が困難となることも極めて例外の場合に属すると考えられ、この点からも供託のときから時効が進行すると解する何らの必要もない。

従って、弁済供託にあっては、供託金の取戻請求権の消滅時効の起算点は、供託の原因となった債務について、紛争の解決、時効の完成等によって、その不存在が確定的となり、供託者が免責の効果を受ける必要が全く消滅したときであり、供託が供託者の錯誤による場合は供託のときであって、いいかえるならば、弁済供託については原則として何時でも供託物の取戻ができてもそのことにはかかわりなく、時効の起算点は他の供託と同様であると解するのが相当である。従って民法第百六十六条第一項の「権利を行使することを得るとき」とは権利の行使について法律上の障害がないことをいうものと一般に解されているが、弁済供託の場合は例外をなすものというべきである。

してみれば本件の供託金取戻請求権は被控訴人とAとの間に前記内容の和解が成立した昭和三十八年一月十八日に賃料債務の不存在が確定されて供託の原因が消滅し、また何ら供託が錯誤に基いたとの主張立証もないから、同日から時効が進行を開始したと解すべきであり、未だ五年の時効期間は経過していないから、控訴人は被控訴人の取戻の申請を容れて供託金の払渡を認可すべきであり、控訴人のこれを却下した処分の取消を求める被控訴人の本訴請求は正当である。

よつて被控訴人の本訴請求を認容した原判決は相当であるから、本件控訴は理由なきものとして民事訴訟法第三百八十四条によりこれを棄却し、控訴費用の負担について同法第九十五条第八十九条を適用して、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 牛山要 裁判官 福島逸雄 裁判官 今村三郎)